

令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る業務委託
プロポーザル審査要領

令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る業務を実施するにあたり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

(2) 構成人数

審査員の数は5名とし、2名以上の鳥取県職員以外の学識有識者を含むものとする。

(3) 開催条件

審査会は、審査員の3分の2以上が出席しなければ開催できない。

2 審査の進め方

(1) 提出された企画書等について提案者によるプレゼンテーション（審査会）及び提案者との質疑応答を行う。

(2) 参加申込者が多数（7者以上）の場合には、令和6年4月16日（火）から同月18日（木）までの間に書類審査を実施し、プレゼンテーション（審査会）に参加する提案者を決定する。

<スケジュール予定>

4月16日（火） 企画書の提出期限

4月18日（木） 書類審査（参加申込者が7者以上の場合のみ）

4月19日（金） プレゼンテーション（審査会）の案内送付
（書類審査の実施時には審査結果を報告）

4月23日（火） プレゼンテーション（審査会）の実施

3 選定方法

(1) 令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る業務委託審査表（以下「審査表」という。）に基づいて、各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議により順位を決定する。

(2) (1)により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。

4 審査項目

審査表のとおりとする（5段階評価、項目ごとに比重が異なる。）。